

## 第 2 回 あきた数学教育学会総会

日時 2018 年 8 月 25 日(土)

12:30 ~ 13:00

会場 秋田大学教育文化学部

3-150

1. 挨拶

2. 会則承認

・別紙資料

3. 名誉会長・名誉会員・役員・理事承認

・別紙資料

4. 予算承認

・別紙資料

5. 事業計画承認

・学会誌刊行 2019 年 3 月 31 日(土) \*配布は第 2 回定例研究会の日とする。

・第 2 回定例研究会 2019 年 8 月 17 日(土)

6. その他

(1) 会費規定承認

(2) 投稿規定承認

(3) 論文フォーマット承認

(4) 査読要領承認

# あきた数学教育学会会則

## 第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本会の名称を、あきた数学教育学会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局(所在地)を、秋田大学教育文化学部数学教育研究室(秋田市手形学園町1-1)に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会の設置目的は次のとおりである。

- (1) 秋田県の数学教育の発展に努め、数学文化の振興・創造に寄与する。
- (2) 教員の研修の輪を広げ、秋田の授業力と共同研究システムを継承・発展させる。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 研究・研修会の開催
- (2) 学会誌(PDF版)の発刊
- (3) 普及活動への協力
- (4) その他、情報公開等、学会の目的に合致し必要と認められる活動

## 第3章 会員及び会費

(本会の構成員)

第5条 本会を、次の会員で構成する。

- (1) 正会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した個人とする。
- (2) 準会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した学生(院生)とする。
- (3) 名誉会長は、本会の会長であった者のうちから、総会の議決により推戴する個人とする。
- (4) 名誉顧問は、代表理事の諮問に応じる者で、総会の議決により推戴した個人とする。
- (5) 名誉会員は、会長が推薦し、総会で承認された個人とする。
- (6) 賛助会員は、本会に協力を申し入れ、理事会がその入会を承認した教育研究団体とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、準会員になった時及び毎年、正会員、準会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 ただし、名誉会長、名誉顧問、名誉会員、賛助会員は会費の支払い義務を免除とする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総理事が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選出又は解任
- (2) 予算の承認
- (3) 規則の変更
- (4) 解散
- (5) その他、理事会からの提案事項

(開催)

第13条 総会は、毎年度8月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 総会は、会長が招集する。

(議長及び副議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたときは副会長が議長に当たる。

(決議)

第15条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 監事の解任
  - (2) 会則の変更
  - (3) 解散
  - (4) その他重要な事項
- 3 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について、書面により議決権を行使することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

## 第5章 運営組織及び役員

### (運営組織)

第16条 本会に理事会を置く。

- 2 本会の事業を執行するために次の部を置く。
- (1) 事務局を置き、各部の調整、会計、庶務、(将来的に)HPの管理運営等を担当する。
  - (2) 研究部を置き、研究課題の明確化、共同研究の推進等、研究集会開催等を担当する。
  - (3) 編集部を置き、学会誌の作成、研究のブラッシュアップサポート、査読委員会の開催等を担当する。

### (役員の設定)

第17条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 (代表理事を兼務する) 1名
  - (2) 副会長 (副代表理事を兼務する) 3名
  - (3) 理事 若干名
  - (4) 監事 2名
- 2 各部に、次の役員を置く。
- (1) 部長 1名
  - (2) 幹事 2名

### (役員を選任)

第18条 会長、副会長、及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 理事は会長が正会員の中から任命する。
- 3 各部局の部局長は、会長が副会長の中から任命する。
- 4 各部局の幹事長は、会長が正会員の中から任命する。

### (理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成する。理事会は、本会の業務執行を決定する。

- 2 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 各部局の部局長及び幹事は、本会の業務を分担執行する。

### (監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、業務及び予算の執行状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 役員任期は、3年とする。再任は妨げない。

2 名誉会長、名誉顧問、名誉会員は永年職とする。

(役員解任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

## 第6章 会 計

(事業年度)

第23条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第24条 本会の事業計画書、収支予算書については、総務部長が作成し総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第25条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、総務部長が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、総会に提出し承認を受けなければならない。

## 第7章 変更及び解散

(会則の変更)

第26条 会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 本会は、総会の決議により解散する。

## 附 則

- 1 秋田算数・数学教育研究集会は2017年度をもって閉会し、同会会計残金は本会に引き継ぐ。
- 2 本会の会員は、2018年度より新たに募集する。

## 附 則

- 1 この会則は、2018年4月1日より実施する。

## あきた数学教育学会

### 名誉会長・名誉会員

名誉会長	湊 三郎	秋田大学名誉教授
名誉会長	杜 威	秋田大学教育文化学部教授
名誉会員	佐々木 久	元秋田県教育庁教育次長

### 役員名簿

(任期3年：2018年4月1日～2021年3月31日)

会長	田仲 誠祐	秋田大学教育学研究科教授
副会長 兼 事務局長	佐藤 学	秋田大学教育文化学部教授
副会長 兼 研究部長	濱田 眞	秋田大学理工学部非常勤講師
副会長 兼 編集部長	伊藤 成年	秋田大学高大接続センター教授
幹事 (事務局)	椎名 美穂子	秋田県総合教育センター指導主事
幹事 (事務局)	阿部 文勇	秋田大学附属中学校教諭
幹事 (研究部)	大友 正純	秋田市立勝平中学校教諭
幹事 (研究部)	岩見 進	秋田県立秋田高等学校教諭
幹事 (編集部)	小松田 哲也	秋田県総合教育センター指導主事
幹事 (編集部)	泉 一也	秋田市立御野場中学校教諭
監事	本間 光幸	由利本荘市立大内小学校長
監事	根本 光泰	大館市立川口小学校長

## 2018年度予算（案）

### 1. 予算額

摘要	金額
収入予算額	103,457円
支出予算額	103,457円
差し引き	0円

### 2. 収入内訳

摘要	金額	備考
1 繰り越し	103,457円	
2 会費	58,000円	(正会員) 2,000円×29名=58,000円
3 その他	0円	
計	161,457円	

### 3. 支出内訳

摘要	金額	備考
設立総会	60,000円	第1回総会 (2/10)
総会・研究会	10,000円	茶・菓子
学会誌	30,000円	CD-R
事務費	10,000円	郵券、紙
雑費	51,457円	
計	161,457円	

## あきた数学教育学会会費規定

(目的)

第1条 この規定は、あきた数学教育学会（以下、「本会」という）の会則第7条の規定に基づき、本会の正会員，准会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 本会の会費は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、当年度分の会費は12月末までに納めなければならない。

- (1) 正会員 2,000円
- (2) 准会員 1,000円

(納入)

第3条 前条に規定する会費は、本会事務局が指定する方法で当該当年度内に1年分を一括納入するものとする。

(退会)

第4条 本会の会則第8条の規定に基づき、自由に退会できるが、3年以上会費が未納であった場合、会費の催促を行う。催促を通知してから30日以内に未納金の支払いが無い場合は退会扱いとする。

(規程の変更)

第5条 規程の変更は、総会の承認を得なければならない。

### 附 則

- 1 この会則は、2018年4月1日より実施する。



# あきた数学教育学会投稿規定

## (目的)

第1条 この規定は、あきた数学教育学会（以下、「本会」という）の会則第4条(2)の規定に基づき、学会誌への投稿に関して必要な事項を定める。

## (投稿資格)

第2条 投稿論文の著者（連名の場合は筆頭著者、以下、「投稿者」という）は、本会の個人会員とする。

## (投稿論文)

第3条 投稿論文は、秋田県の数学教育の発展に努め、数学文化の振興・創造に寄与するもの、または教員の研修の輪を広げ、秋田の授業力と共同研究システムを継承・発展させるものであって、日本語で書かれた独創性のあり、本会研究会で発表したものを主内容とする論文とする。

- 2 同一号へのファースト・オーサーとしての投稿は、一編とする。
- 3 二重投稿などの不正行為を禁止する。

## (論文の作成)

第4条 論文の作成については、「投稿論文フォーマット」の書式に従う。投稿論文の長さは、6頁以上とする。

## (論文の投稿)

第5条 論文のファイルは、著者名の入ったものと入っていないものの2種を作成し、それぞれを pdf 形式にして、事務局にメールで提出する。提出期限は、毎年2月末とする。

## (査読・採否・連絡)

第6条 投稿論文については、編集部が決定する査読者が査読を行い、編集部会議において採否を決定する。

- 2 事務局が、採否の結果を投稿者に連絡します。
- 3 修正稿の再投稿を認める。

## (著作権)

第7条 論文の著作権は、著者に帰属する。

## (公開)

第8条 採用が決定した論文は、学会誌に掲載するとともに、秋田大学学術情報リポジトリにおいて公開する。

- 2 公開を希望しない場合は、投稿時に、事務局に申し出る。

## 附 則

- 1 この会則は、2018年4月1日より実施する。

題目 (40字以内, 16ポイント, MSゴシック)

副題 (30字以内, 16ポイント, MSゴシック)

〇〇 〇〇 (氏名)

〇〇 〇〇 (所属)

要約

1行 (1マス下げで開始, 440字以内, 次行から44字×10行) 345678901234  
2行3456789012345678901234567890123456789012345678901234  
3行34567890123456789012345678901234567890123456789012.  
4行456789012345678901234567890123456789012345678901234  
5行3456789012345678901234567890123456789012345678901234  
6行34567890123456789012345678901234567890123456789012.  
7行456789012345678901234567890123456789012345678901234  
8行3456789012345678901234567890123456789012345678901234  
9行3456789012345678901234567890123456789012345678901234  
0行34567890123456789012345678901234567890123456789012.

キーワード: 〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇 (6点以内, MS明朝)

1 〇〇〇〇 (章, MSゴシ, 中央)

2行 (本文開始, 1マス下げ, MS明朝) 012  
3行34567890123456789012  
4行34567890123456789012  
5行34567890123456789012  
6行34567890123456789012  
7行34567890123456789012  
8行34567890123456789012  
9行345678901234567890.

2 〇〇〇〇 (章, MSゴシ, 中央)

(1)〇〇〇〇 (節, MSゴシ, 左寄せ)

12行 (本文開始, 1マス下げ, MS明朝) 12  
13行4567890123456789012  
14行4567890123456789012  
15行4567890123456789012  
16行4567890123456789012  
17行4567890123456789012  
18行4567890123456789012  
19行4567890123456789012  
20行4567890123456789012  
21行45678901234567890.

(2)〇〇〇〇 (節, MSゴシ, 左寄せ)

2行 (本文開始, 1マス下げ, MS明朝) 012  
3行34567890123456789012  
4行34567890123456789012  
5行34567890123456789012  
6行34567890123456789012  
7行34567890123456789012  
8行34567890123456789012  
9行345678901234567890.

① 〇〇〇〇 (項, MSゴシ, 左寄せ)

11行 (本文開始, 1マス下げ, MS明朝) 12  
12行4567890123456789012  
13行4567890123456789012  
14行4567890123456789012  
15行4567890123456789012  
16行4567890123456789012  
17行4567890123456789012  
18行45678901234567890.

② 〇〇〇〇 (項, MSゴシ, 左寄せ)

20行 (本文開始, 1マス下げ, MS明朝) 2  
21行45678901234567890.

### 3 ○○○○ (章, MSゴシ, 中央)

2行 (本文開始, 1マス下げ, MS明朝) 0 1 2  
3行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
4行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
5行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
6行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
7行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
8行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
9行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
10行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1.  
11行 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
12行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
13行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
14行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
15行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
16行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
17行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
18行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
19行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
20行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0.  
21行 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
22行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
23行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
24行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
25行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
26行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
27行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
28行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
29行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
30行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0.  
31行 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
32行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
33行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
34行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
35行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
36行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
37行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
38行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
39行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
40行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0.  
41行 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
42行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0.

### 4 ○○○○ (章, MSゴシ, 中央)

2行 (本文開始, 1マス下げ, MS明朝) 0 1 2  
3行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
4行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
5行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
6行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
7行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
8行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
9行 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
10行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1.  
11行 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
12行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
13行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
14行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
15行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
16行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
17行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
18行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
19行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
20行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0.

#### 引用・参考文献 (章, MSゴシ, 中央)

単行本の場合 (単著) : 著者名. 出版年 (西暦). 書名. 出版社.

単行本の場合 (分担執筆) : 著者名. 出版年 (西暦). 「章の標題」. 編集者名. 書名. 出版社. 始ページ〜終ページ.

学会誌や雑誌等の場合 : 著者名. 出版年 (西暦). 「論文名」. 学会誌名. 巻・号. 始ページ〜終ページ.

\* 著者の姓の英文標記に基づきアルファベット順

31行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
32行 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0.  
33行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
34行 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0.  
35行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
36行 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
37行 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
38行 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0.  
39行 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2  
40行 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0.

<https://www.gipc.akita-u.ac.jp/>

(2018.1.1 確認)

Title (40字以内, 16ポイント, MSP ゴシック)

: Sub Title (30字以内, 16ポイント, MSP ゴシック)

〇〇 〇〇 (Family Name, Given Name)

〇〇 〇〇 (Affiliation)

Summary

1234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890  
1234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890.

1234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890  
1234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890.

1234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890  
1234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890.

1234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890  
1234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890.

1234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890  
1234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890.

Kew Wards : 12345, 12345, 12345, 12345, 12345

# あきた数学教育学会査読要領

## (目的)

第1条 この要領は、あきた数学教育学会（以下、「本会」という）の投稿規定第6条に基づき、査読に関して必要な事項を定める。

## (査読者の決定)

第2条 査読者は、投稿者を除く本会会員から編集部が応募論文1本につき2人の査読者を決定する。  
なお、それぞれの投稿論文に対する査読者の名前は公表しない。査読者は、学会誌の奥付に一括して掲載する。

## (査読の目的と観点)

第3条 査読は、秋田県の数学教育の発展に努め、数学文化の振興・創造に寄与するよう、また、教員の研修の輪を広げ、秋田の授業力と共同研究システムを継承・発展させるよう、研究の目的や方法の適切さ、論旨の一貫性、先行研究との関連等の観点で行う。

## (総合評価の区分)

第4条 査読は、次に示す区分で総合評価を行う。

- (1) 「1. 採用」とは、論文の修正なしで、または軽微の修正を経て年報に掲載するものである。
- (2) 「2. 条件付採用」とは、論文の修正意見を投稿者が受け入れる場合には、学会誌に掲載するものである。修正は事務局が確認する。
- (3) 「3. 修正再審査」とは、論文の修正を行った上で、再投稿をしてもらい、改めて査読を行うものである。改めて査読するため、掲載は早くとも次号の扱いとなる。
- (4) 「4. 不採用」とは、本会の学会誌には適さないと判断したものである。

## (所見の記入)

第5条 所見は、総合評価が「2. 条件付採用」、「3. 修正再審査」の場合に記すものとする。修正部分、修正の仕方などが具体的に分かるように記す。「4. 不採用」の場合は、不採用の理由を記す。

## (査読結果の通知)

第6条 査読結果は、査読票が事務局に届きしだい、投稿者に通知する。

## (学会誌への掲載)

第7条 学会誌への掲載は、採用が決定した順に掲載する。同日に採用と決定された場合は、受付の順とする。なお、掲載にあたっては、「原稿受付日」を記載する。

## (査読者との連絡)

第8条 査読者は投稿者と連絡をとることはできない。投稿についての問い合わせ等の対応は、事務局が行うものとする。

## 附 則

- 1 この会則は、2018年4月1日より実施する。